

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第2項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年8月13日
【四半期会計期間】	第3期第1四半期（自平成30年4月1日至平成30年6月30日）
【会社名】	SBIインシュアランスグループ株式会社
【英訳名】	SBI Insurance Group Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 執行役員会長兼社長 乙部 辰良
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号
【電話番号】	03-6229-0881
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員 大和田 徹
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号
【電話番号】	03-6229-0881
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員 大和田 徹
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第3期 第1四半期 連結累計期間	第2期
会計期間	自平成30年4月1日 至平成30年6月30日	自平成29年4月1日 至平成30年3月31日
経常収益 (百万円)	16,492	62,186
経常利益 (百万円)	695	1,059
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益 (百万円)	436	724
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	147	392
純資産額 (百万円)	31,210	31,041
総資産額 (百万円)	165,945	167,496
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	23.19	38.49
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	-	-
自己資本比率 (%)	18.7	18.5

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 当社は、平成30年6月26日付で普通株式1株につき30株の割合で株式分割を行っております。第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純利益を算定しております。
3. 第2期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、第3期第1四半期の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。なお、当社は、前第1四半期連結累計期間については四半期連結財務諸表を作成していないため、前年同四半期連結累計期間との比較分析は行っておりません。

(1) 経営成績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、緩やかな回復基調が続きました。保険業界及び少額短期保険業界におきましては、大阪府北部を震源とする地震などの自然災害が発生したことに対応し、確実な保険金・給付金の支払いに資する各種の取り組みが行われました。また、引き続き一部の先進的な会社において、Fintechと呼ばれる最先端のIT技術に基づく新しい保険商品・サービスの開発に向けた試みが活発化する傾向がみられました。資産運用においては、日本銀行のマイナス金利政策の影響で歴史的な超低金利環境となるなか、運用利回りを確保するための取り組みが行われました。

当第1四半期連結累計期間における当社グループの経営成績は、経常収益が16,492百万円、経常利益が695百万円、親会社株主に帰属する四半期純利益が436百万円となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

(損害保険事業)

損害保険事業においては、収益力の向上及び規模の拡大に向けた取組の強化、並びに顧客の十分な信頼を得る運営体制の構築を目標に掲げており、その結果、自動車保険ではネット通販損保の特性を活かし、競争力のある保険料体系等を強みに顧客基盤の拡大に努めました。当事業における経常収益は7,069百万円、セグメント利益は557百万円となりました。

(生命保険事業)

生命保険事業においては、平成29年6月より、住信SBIネット銀行株式会社が提供する住宅ローンをご利用のお客様に、特約充実させた団体信用生命保険及び「全疾病保障」の団体信用就業不能保障保険の提供を開始し、販売が好調に推移いたしました。資産運用面では、安全性を重視し保険金支払のためのソルベンシー確保を第一に、長期的かつ安定的な運用収益の実現に努めました。当事業における経常収益は5,291百万円、セグメント利益は74百万円となりました。

(少額短期保険事業)

少額短期保険事業においては、引き続き、新聞、ラジオ、テレビ等を中心としたマス媒体の露出を積極的に拡大するとともに、全国主要都市における代理店販売網の拡大に向けた取組みを推進いたしました。当事業における経常収益は4,165百万円、セグメント利益は173百万円となりました。

セグメントごとの保険契約の保有件数は次のとおりであります。

((単位：千件))

区分	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成30年6月30日)
損害保険事業	985	999
生命保険事業	121	125
少額短期保険事業	624	637

(注) 上表の生命保険事業の保有件数には、団体保険の被保険者数を含めております。

各事業を構成する子会社の保険引受の状況は次のとおりであります。

損害保険事業

SBI損害保険株式会社

保険引受利益

(単位：百万円)

区分	前第1四半期累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年6月30日)
保険引受収益	6,386	6,925
保険引受費用	3,795	4,834
営業費及び一般管理費	1,589	1,635
その他収支	0	0
保険引受利益	1,001	455

(注) 1. 営業費及び一般管理費は、損益計算書における営業費及び一般管理費のうち保険引受に係る金額であります。

2. その他収支は、自動車損害賠償責任保険等に係る法人税等相当額などであります。

保険種目別の保険料・保険金

a 正味収入保険料

(単位：百万円、%)

区分	前第1四半期累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)		当第1四半期累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年6月30日)	
	金額	構成比	金額	構成比
火災	44	0.7	86	1.3
海上	-	-	-	-
傷害	-	-	-	-
自動車	6,133	96.1	6,610	95.5
自動車損害賠償責任	62	1.0	48	0.7
その他	141	2.2	177	2.5
(うち費用・利益)	(141)	(2.2)	(177)	(2.5)
(うち賠償責任)	(-)	(-)	(-)	(-)
(うち信用・保証)	(-)	(-)	(-)	(-)
合計	6,382	100.0	6,922	100.0

(注) 正味収入保険料は、元受及び受再契約の収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものであります。

b 元受正味保険料

(単位：百万円、%)

区分	前第1四半期累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)		当第1四半期累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年6月30日)	
	金額	構成比	金額	構成比
火災	115	1.2	233	2.3
海上	-	-	-	-
傷害	-	-	-	-
自動車	9,024	97.2	9,715	95.9
自動車損害賠償責任	-	-	-	-
その他	141	1.6	177	1.8
(うち費用・利益)	(141)	(1.6)	(177)	(1.8)
(うち賠償責任)	(-)	(-)	(-)	(-)
(うち信用・保証)	(-)	(-)	(-)	(-)
合計	9,281	100.0	10,125	100.0

(注) 元受正味保険料は、元受保険料から元受解約返戻金及び元受その他返戻金を控除したものであります。

c 正味支払保険金・正味損害率

(単位：百万円、%)

区分	前第1四半期累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)			当第1四半期累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年6月30日)		
	金額	構成比	正味損害率	金額	構成比	正味損害率
火災	2	0.1	9.6	4	0.1	10.0
海上	-	-	-	-	-	-
傷害	-	-	-	-	-	-
自動車	3,940	98.0	76.9	4,104	98.0	74.3
自動車損害賠償責任	59	1.5	95.3	60	1.5	125.7
その他	17	0.4	18.9	18	0.4	13.0
(うち費用・利益)	(17)	(0.4)	(18.9)	(18)	(0.4)	(13.0)
(うち賠償責任)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(うち信用・保証)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
合計	4,019	100.0	75.3	4,187	100.0	72.3

(注) 1. 正味支払保険金は、元受及び受再契約の支払保険金から出再契約による回収再保険金を控除したものであります。

2. 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料 × 100

生命保険事業

SBI生命保険株式会社

保有契約高

(単位：千件、百万円)

区分	前事業年度 (平成30年3月31日)		当第1四半期会計期間 (平成30年6月30日)	
	件数	金額	件数	金額
個人保険	104	135,289	104	148,119
個人年金保険	4	29,720	4	28,436
団体保険	-	389,397	-	516,008
団体年金保険	-	-	-	-

(注) 個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約と年金支払開始後契約の責任準備金の合計額であります。

新契約高

(単位：千件、百万円)

区分	前第1四半期累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)		当第1四半期累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年6月30日)	
	件数	金額	件数	金額
個人保険	1	6,705	2	16,212
個人年金保険	-	-	-	-
団体保険	-	7,595	-	448
団体年金保険	-	-	-	-

保有契約年換算保険料

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (平成30年3月31日)	当第1四半期会計期間 (平成30年6月30日)
	個人保険	5,446
個人年金保険	1,763	1,689
合計	7,210	7,130
うち医療保障・生前給付保障等	2,875	2,868

(注) 1. 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額であります(一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額)。

2. 「医療保障・生前給付保障等」については、医療保障給付(入院給付、手術給付等)、生前給付保障給付(特定疾病給付、介護給付等)、保険料払込免除給付(障害を事由とするものは除く。特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含む)等に該当する部分の年換算保険料を計上しております。

新契約年換算保険料

(単位：百万円)

区分	前第1四半期累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年6月30日)
	個人保険	62
個人年金保険	6	6
合計	68	102
うち医療保障・生前給付保障等	34	40

(注) 1. 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額であります(一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額)。

2. 「医療保障・生前給付保障等」については、医療保障給付(入院給付、手術給付等)、生前給付保障給付(特定疾病給付、介護給付等)、保険料払込免除給付(障害を事由とするものは除く。特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含む)等に該当する部分の年換算保険料を計上しております。

少額短期保険事業

SBIいきいき少額短期保険株式会社

(単位：百万円)

区分	前第1四半期累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年6月30日)
元受正味保険料	790	944
正味収入保険料	437	556
正味支払保険金	123	190

日本少額短期保険株式会社

(単位：百万円)

区分	前第1四半期累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年6月30日)
元受正味保険料	1,283	1,334
正味収入保険料	66	67
正味支払保険金	9	11

SBIリスタ少額短期保険株式会社

(単位：百万円)

区分	前第1四半期累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年6月30日)
元受正味保険料	107	109
正味収入保険料	89	91
正味支払保険金	0	-

(2) 財政状態の状況

当第1四半期連結会計期間末における総資産は、165,945百万円(前年度末比1,551百万円減少)となりました。主な勘定残高は、有価証券120,642百万円(同2,619百万円増加)、現金及び預貯金25,831百万円(同2,888百万円減少)であります。

当第1四半期連結会計期間末における負債は、134,734百万円(同1,720百万円減少)となりました。主な勘定残高は、保険契約準備金125,688百万円(同842百万円減少)であります。

当第1四半期連結会計期間末における純資産は、31,210百万円(同169百万円増加)となりました。主な増加要因は、その他有価証券評価差額金が前年度末から297百万円減少した一方で、親会社株主に帰属する四半期純利益の計上により利益剰余金が436百万円増加したことであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	75,000,000
計	75,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成30年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成30年8月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	18,820,530	18,820,530	非上場	単元株式数100株
計	18,820,530	18,820,530	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

(2018年第1回新株予約権)

決議年月日	平成30年4月27日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役4名及び当社子会社の取締役16名
新株予約権の数	25,000個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 25,000株 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額	52,000円 (注)2
新株予約権の行使期間	自平成33年7月1日 至 平成35年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 52,870円 資本組入額 26,435円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

新株予約権の発行時(平成30年5月31日)における内容を記載しております。

なお、当社は平成30年6月26日付で普通株式1株につき30株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割に伴う調整後の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は次のとおりであります。

新株予約権の目的となる株式の数	750,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1,734円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,763円 資本組入額 882円

(注)1. 新株予約権の目的となる株式の数の調整

本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 新株予約権の行使時の払込金額の調整

本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、平成32年(2020年)3月期に係る当社の有価証券報告書に記載されたセグメント情報における各報告セグメントのセグメント利益の合計額が18億円以上、かつ平成33年(2021年)3月期に係る当社の有価証券報告書に記載されたセグメント情報における各報告セグメントのセグメント利益の合計額が20億円以上となり、さらに2期累計額が40億円以上となった場合のみ、本新株予約権を行使することができる。

- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要しないものとする。ただし、新株予約権者が当社又は当社関係会社の取締役、監査役もしくは従業員を任期中に解任された場合又は懲戒解雇された場合は、この限りではない。
 - (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - (4) 本新株予約権の行使時において、本新株予約権の目的となる株式が日本国内の金融商品取引所に上場していることを要する。
 - (5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - (6) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案の上、上表の「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上表の「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後の行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上表の「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上表の「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上表の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件に準じて決定する。
なお、自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件は次のとおりである。
当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会の決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
本新株予約権の保有者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により当該保有者により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(2018年第2回新株予約権)

決議年月日	平成30年4月27日
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員5名及び当社子会社の従業員 372名
新株予約権の数	23,690個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 23,690株 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額	52,000円 (注)2
新株予約権の行使期間	自平成32年6月1日 至 平成35年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 52,000円 資本組入額 26,000円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

新株予約権の発行時(平成30年5月31日)における内容を記載しております。

なお、当社は平成30年6月26日付で普通株式1株につき30株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割に伴う調整後の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は次のとおりであります。

新株予約権の目的となる株式の数	710,700株
新株予約権の行使時の払込金額	1,734円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,734円 資本組入額 867円

(注)1. 新株予約権の目的となる株式の数の調整

本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 新株予約権の行使時の払込金額の調整

本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、定年退職による場合、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (3) 本新株予約権の行使時において、本新株予約権の目的となる株式が日本国内の金融商品取引所に上場していることを要する。

(4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案の上、上表の「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上表の「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後の行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上表の「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上表の「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上表の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件に準じて決定する。

なお、自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件は次のとおりである。

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会の決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

本新株予約権の保有者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により当該保有者により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成30年6月26日(注)	18,193,179	18,820,530	-	3,240	-	16,500

(注) 株式分割(1:30)によるものであります。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成30年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 18,820,500	188,205	-
単元未満株式	普通株式 30	-	-
発行済株式総数	18,820,530	-	-
総株主の議決権	-	188,205	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）並びに同規則第61条及び第82条の規定に基づき「保険業法施行規則」（平成8年大蔵省令第5号）に準拠して作成しております。

なお、当四半期報告書は、第1四半期に係る最初に提出する四半期報告書であるため、前年同四半期との対比は行っておりません。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成30年4月1日から平成30年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成30年4月1日から平成30年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成30年6月30日)
資産の部		
現金及び預貯金	28,720	25,831
金銭の信託	3,099	3,060
有価証券	118,023	120,642
貸付金	446	283
有形固定資産	341	323
建物	135	143
リース資産	39	20
その他の有形固定資産	165	159
無形固定資産	2,940	3,024
ソフトウェア	2,273	2,366
のれん	665	655
その他の無形固定資産	1	1
代理店貸	139	74
再保険貸	3,213	2,882
その他資産	9,376	8,613
繰延税金資産	199	212
支払承諾見返	1,000	1,000
貸倒引当金	4	4
資産の部合計	167,496	165,945

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成30年6月30日)
負債の部		
保険契約準備金	126,531	125,688
支払備金	12,706	12,815
責任準備金	113,659	112,587
契約者配当準備金	164	286
代理店借	286	140
再保険借	2,959	3,220
その他負債	5,216	4,197
退職給付に係る負債	14	16
価格変動準備金	432	451
繰延税金負債	16	18
支払承諾	1,000	1,000
負債の部合計	136,455	134,734
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,240	3,240
資本剰余金	26,926	26,926
利益剰余金	715	1,152
株主資本合計	30,881	31,318
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	40	257
その他の包括利益累計額合計	40	257
新株予約権	-	21
非支配株主持分	119	127
純資産の部合計	31,041	31,210
負債及び純資産の部合計	167,496	165,945

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年6月30日)
経常収益	16,492
損害保険事業	7,057
保険引受収益	6,925
正味収入保険料	6,922
積立保険料等運用益	3
資産運用収益	110
その他経常収益	20
生命保険事業	5,286
保険料等収入	2,043
保険料	1,799
再保険収入	244
資産運用収益	1,475
利息及び配当金等収入	752
有価証券売却益	88
為替差益	571
その他運用収益	0
特別勘定資産運用益	62
その他経常収益	1,767
少額短期保険事業	4,149
保険料等収入	4,124
資産運用収益	0
その他経常収益	24
経常費用	15,797
損害保険事業	6,499
保険引受費用	4,834
正味支払保険金	4,187
損害調査費	817
諸手数料及び集金費	925
支払備金繰入額	391
責任準備金繰入額	2,363
資産運用費用	41
営業費及び一般管理費	1,621
その他経常費用	1

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年6月30日)	
生命保険事業	5,200
保険金等支払金	3,474
保険金	270
年金	776
給付金	261
解約返戻金	1,481
その他返戻金	371
再保険料	313
資産運用費用	968
支払利息	0
有価証券売却損	235
金融派生商品費用	722
その他運用費用	10
事業費	737
その他経常費用	19
少額短期保険事業	3,986
保険金等支払金	2,413
責任準備金等繰入額	41
事業費	1,525
その他経常費用	6
その他	110
経常利益	695
特別損失	19
価格変動準備金繰入額	19
契約者配当準備金繰入額	121
税金等調整前四半期純利益	555
法人税及び住民税等	95
法人税等調整額	14
法人税等合計	109
四半期純利益	445
非支配株主に帰属する四半期純利益	8
親会社株主に帰属する四半期純利益	436

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年6月30日)
四半期純利益	445
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	297
その他の包括利益合計	297
四半期包括利益	147
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	139
非支配株主に係る四半期包括利益	8

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

該当事項はありません。

(四半期連結貸借対照表関係)

保険業法第118条第1項に規定する生命保険子会社の特別勘定の資産の額は、次のとおりであります。なお、負債の額も同額であります。

前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成30年6月30日)
26,064百万円	24,693百万円

(四半期連結損益計算書関係)

1 生命保険事業のその他経常収益の内訳は次のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年6月30日)
支払備金戻入額	284百万円
責任準備金戻入額	1,474
その他の経常収益	7
計	1,767

2 損害保険事業の異常危険準備金については、大蔵省告示第232号第2条の規定に準じて計算しており、責任準備金繰入額には、異常危険準備金の戻入額467百万円が含まれております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年6月30日)
減価償却費	206百万円
のれんの償却額	10

(株主資本等関係)

当第1四半期連結累計期間(自平成30年4月1日至平成30年6月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成30年4月1日至平成30年6月30日)

1. 報告セグメントごとの経常収益及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	損害保険 事業	生命保険 事業	少額短期 保険事業	計		
経常収益(注)1						
外部顧客への経常収益	7,057	5,286	4,149	16,492	-	16,492
セグメント間の内部経 常収益又は振替高	12	4	16	34	34	-
計	7,069	5,291	4,165	16,526	34	16,492
セグメント利益(注)3	557	74	173	806	110	695

(注)1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. セグメント利益の調整額 110百万円は、当社の一般管理費等による損益であります。

3. セグメント利益は四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

4. 損害保険事業のセグメント利益には、異常危険準備金の戻入額467百万円が含まれております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

本項目は企業集団の事業の運営において重要なものとして記載しております。

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成30年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
公社債	163	164	0
国債	163	164	0
外国証券	15,158	15,187	29
外国公社債	15,158	15,187	29
合計	15,321	15,351	30

当第1四半期連結会計期間(平成30年6月30日)

	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
公社債	162	163	0
国債	162	163	0
外国証券	15,465	15,088	377
外国公社債	15,465	15,088	377
合計	15,628	15,251	376

2. 責任準備金対応債券

前連結会計年度(平成30年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
公社債	42,749	46,993	4,243
国債	37,083	41,119	4,036
地方債	208	208	0
社債	5,458	5,665	206
合計	42,749	46,993	4,243

当第1四半期連結会計期間(平成30年6月30日)

	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
公社債	41,195	45,299	4,104
国債	35,578	39,466	3,888
地方債	207	207	0
社債	5,408	5,624	215
合計	41,195	45,299	4,104

3. その他有価証券

前連結会計年度(平成30年3月31日)

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
公社債	1,354	1,362	7
社債	1,354	1,362	7
外国証券	5,059	5,082	22
外国公社債	4,000	4,029	29
外国その他の証券	1,059	1,053	6
その他の証券	28,748	28,780	31
合計	35,163	35,224	61

当第1四半期連結会計期間(平成30年6月30日)

	取得原価 (百万円)	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額 (百万円)
公社債	2,714	2,718	3
社債	2,714	2,718	3
外国証券	5,173	5,188	15
外国公社債	4,000	4,023	23
外国その他の証券	1,173	1,164	8
その他の証券	32,815	32,534	280
合計	40,703	40,442	261

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年6月30日)
1株当たり四半期純利益	23円19銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純利益 (百万円)	436
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益(百万円)	436
普通株式の期中平均株式数(株)	18,820,530
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	平成30年4月27日開催の取締役会決議による新株予約権2種類(新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 1,460,700株)。 なお、新株予約権の概要は「第3 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(注) 1. 当社は、平成30年6月26日付で普通株式1株につき30株の割合で株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益を算定しております。

2. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年8月7日

SBIインシュアランスグループ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	國本 望	印
--------------------	-------	------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐竹 正規	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤 誠	印
--------------------	-------	------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているSBIインシュアランスグループ株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成30年4月1日から平成30年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成30年4月1日から平成30年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、SBIインシュアランスグループ株式会社及び連結子会社の平成30年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。